

『新たな地域コミュニティの構築』に向けた
推進プラン

平成22年12月

所 沢 市

目 次

はじめに	3
1 策定の趣旨	4
2 計画の期間	
3 現状と課題	5
1 地域コミュニティの現状と課題	
(1) 現状	
(2) 課題（『地域ネットワーク』の整備に向けた課題）	7
2 コミュニティ行政の現状と課題	
(1) 現状	
(2) (仮称)まちづくりセンターの役割	8
(3) 課題（新たな地域コミュニティ構築にともなう課題）	
4 目 標	9
1 (仮称)まちづくりセンターの設置	
2 地域ネットワークの整備	
3 地域ネットワークの支援	
5 計 画	10
1 (仮称)まちづくりセンターの設置	
(1) (仮称)まちづくりセンターの機能及び体制	
(2) 業務内容	11
(3) 業務時間、休業日	12
(4) (仮称)まちづくりセンターの運用	
2 地域ネットワークの整備	13
(1) 地域ネットワークの役割	
(2) 地域ネットワークの構成	
(3) 地域ネットワークの活動	
3 地域コミュニティに対する市の支援	14
(1) 地域ネットワーク活動の支援	
(2) 場の確保	
(3) 人材の発掘・養成	
6 新たな地域コミュニティの実現に向けて	15
1 第一段階：(仮称)まちづくりセンターの開設	
2 第二段階：地域ネットワークの構築	
3 第三段階：地域ネットワークへの財政的支援	

はじめに

近年、これまで顕在化していなかった地域の様々な課題（環境、防犯、防災、介護、子育て等）や社会環境の変化により生じてきた新たな課題（一人暮らしの高齢者の増加、それに伴う介護・孤独死の増加、子育て家庭の孤立等）が各地で社会問題化しており、これまでも地域の身近な課題に対応してきた地域コミュニティの必要性・重要性が改めて認識されています。

さらには、地方分権社会（国から地方へ）や行政改革（行政・公共サービスの効率化等）の進展により、地域に求められる役割がこれまで以上に増大し、かつ重要なものとなってきています。その担い手としての地域コミュニティに対する社会的な需要も一層高まってきています。

このような背景のもと、地域における新たなコミュニティづくりのための拠点施設として、各行政区に（仮称）まちづくりセンターを整備し、これまでそれぞれに活動している地域コミュニティ関係団体のネットワーク化を図り、「地域ネットワーク」により地域課題の解決を行うなど、コミュニティづくりを推進するため、『新たな地域コミュニティの構築に向けた推進プラン』を策定するものです。

1 策定の趣旨

本推進プランは、平成 21 年 3 月に策定された『新たな地域コミュニティの構築に向けた基本方針（以下「基本方針」という。）』に基づき、策定するものです。

なお、内閣府が設置する国民生活審議会総合企画部会の報告「コミュニティ再興と市民活動の展開（平成 17 年 7 月）」において、

『コミュニティを再興していくため、

- ① 幅広い世代や多様な価値観を持つ人々の参加を受け入れる多様性と包容力
- ② 地域の問題を市民自らの問題と受け止め、取り組む自立性
- ③ コミュニティ外との積極的な対話や交流を図る開放性

の 3 つの条件を備えることが必要であり、この条件を満たすコミュニティの姿として、従来のエリアコミュニティとテーマコミュニティが必要に応じて補完的・複層的に融合することで、多様な個人の参加や団体の協働を促していく、「多元参加型コミュニティ」が想定される。こうしたコミュニティの中では、主体間に厚いネットワークの層が形成されることになろう。』

と提言されており、本プランもこの趣旨を尊重するものです。

2 計画の期間

推進プランの期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

年 度	計 画
22 年度	・まちづくりセンター設置準備 ・地域の人材養成講座の開催（毎年）
23 年度	・各行政区に（仮称）まちづくりセンターを設置 ・各地区における地域ネットワークの構築に向けた取組みの開始 ※ 地域ネットワーク構築モデル地区の選定
24 年度 ～ 25 年度	・モデル地区の地域ネットワークを構築し、運営を開始する。 ・各地区の地域ネットワーク構築検討
26 年度	・モデル地区の 2 年間の実績を検証し、全地区に地域ネットワークを構築し、運営を開始する。

3 現状と課題

1 地域コミュニティの現状と課題

(1) 現状

地域コミュニティを支える団体としては、まず自治会・町内会が挙げられます。自治会・町内会は、住民の生活を多くの側面で支え、今なお地域において重要な役割を担う団体であり、改めて自治会・町内会の機能の強化が求められています。

一方、テーマコミュニティ組織であるNPO・ボランティア団体は、近年、意欲的な活動が増えてきており、地域コミュニティの担い手としても期待されています。

① 地縁的な団体

ア 自治会・町内会

自治会・町内会は、一定の地域に住む人たちが“快適で住みよいまちづくり”をめざして、地域でのふれあいの輪を広げ、会員相互の連帯意識の向上に努めている自主的な任意の組織であり、コミュニティづくりの中心的な担い手です。

自治会・町内会の機能は、大別すると

- 1) 問題対処機能
- 2) 環境・施設の維持機能
- 3) 親睦機能

の3つがあるといわれています。

1) については、自治会・町内会の役割は、地域で発生する生活上の諸問題を少しでも解決していこうと住民が協力して取り組むことです。また、2) については、そのような活動を通して地域の環境を良好に維持していくことにあり、その過程において会員相互の親睦を深めていくことが3) です。

一方、自治会・町内会が組織されていない地域では、行政からの回覧文書等をはじめ、各種の地域情報が迅速かつ正確に伝わらない可能性があるとともに、隣人関係の希薄化が懸念されます。また、地震や災害時に情報の伝達が有効に機能せず大きな混乱を引き起こし、被害の拡大化につながることも予想されますが、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震では、地震直後の隣近所の声のかけ合い、助け合いが多く、多くの尊い命を救い、多くの人の励みになったといわれています。

本市には、11 行政区に 283 の自治会・町内会があります(平成22年4月現在)。その構成をみると、6 世帯の自治会から 4 千世帯を超える自治会まであり、世帯数(会員数)によりその活動内容に大きな違いがあります。

また、過去 10 年間の自治会・町内会への加入率をみると、10 年前は 73.5%（平成 12 年）で、現在（平成 22 年）は 66%の加入率であり、年々わずかな減少傾向が見られることから、加入率の向上に向けた取組みが必要です。

イ その他の団体

自治会・町内会のほかに、地域に根ざした活動を行なっている団体としては、それぞれ個別の目的をもって活動を繰り広げている団体が数多くあります。

これらの団体は、地縁的団体であるとともに活動の目的別の団体であり、長生クラブ、子ども会、PTA、自主防災組織等の団体が、階層別に福祉活動、防犯活動、教育活動、文化活動、青少年健全育成活動などに取り組んでいますが、このような様々な団体がこれにあたります。

近年、安心・安全な地域づくりへの関心の高まりなどと相まって、様々な行事における共催や連携など、活動の輪も広がりをみせています。

② ボランティア団体、NPO 団体・各種サークル活動

一定の地域にこだわらず、特定の目的を持ち、自主的に組織された団体としては、ボランティア団体、NPO 団体、各種サークルなどが挙げられ、こうした団体も環境や福祉などの公益的な活動を通じてまちづくりに寄与しています。

「NPO」という名称は、「営利を目的としない民間組織」の総称として用いられていますが、市民が主体となって社会貢献活動を行う団体としては、特定非営利活動法人（NPO 法人）及びボランティア団体などがあります。これらの法人及び団体は、地域社会あるいは地域を越えた様々な課題を解決していくという使命観や価値観に基づき活動を行っています。

本市では、50 を超える NPO 法人が活動しており、また、ボランティア団体については、100 を超える団体が所沢市社会福祉協議会に登録し、活発に活動していますが、この登録団体のほとんどは福祉系の団体です。

この他、道路清掃活動、環境美化活動、地域の安全・安心に向けた活動など、多種多様な活動に取り組んでいる団体やサークルなどがあります。

③ その他の団体等

地域には、行政機関、社会福祉法人、医療機関、個人事業所、企業、商店など様々な団体、さらには様々な知識や技術を持った人材が活動しています。

こうした団体や専門家の協力により、地域の課題解決や地域住民のふれあい活動が一層広がることが期待されています。

(2) 課題（『地域ネットワーク』の整備に向けた課題）

人口の減少や少子高齢社会等社会構造が変化するなかで、地域の課題も複雑かつ多様化しています。こうした課題の解決には、一団体で取り組むよりも、共通した認識のもと、関係団体の協力や連携によって取り組んだ方がよい課題も多くあります。

本市では、“共に生き、支えあう社会の実現”をめざして、平成17年3月に「所沢市地域福祉計画」を策定しました。

この計画は、地域の生活課題・福祉課題を起点にしながら、地域住民の主体的な『ふくしのまちづくり（地域福祉活動）』に対する気運と実践力を高め、豊かな地域福祉コミュニティ（支えあいのある地域社会）づくりを進めようというものです。

この実現に向けて、所沢市社会福祉協議会では、平成19年8月に「地域福祉活動計画in所沢」を策定し、平成20年度から行政区に順次“地域福祉ネットワーク会議”の組織化を進めるとともに、地域福祉コミュニティ推進事業に取り組んでいます。

こうしたことを踏まえ、「地域ネットワーク」の整備にあたっては、既存のネットワーク組織と十分な調整を図る必要があります。

2 コミュニティ行政の現状と課題

(1) 現状

市が支援・育成、あるいは協力する地域団体の主なものとしては、自治会・町内会、防犯協会地区支部、青少年を守る会、自主防災組織、消防協力会、地区環境推進員協議会、社会福祉協議会地区支部、地区民生委員・児童委員協議会、地区更生保護女性会、交通安全協会地区支部、消防団分団、地区長生クラブ連合会、地区体育協会、地区婦人会、PTA、子ども会育成会、川を守る会、みどりを守る会などがあります。

また、こうした地域団体により「地区団体連絡協議会」等のネットワーク的な組織を設置している地区もあります。

一方、個々の団体と行政の関係をみると、コミュニティ、青少年、消防、環境、自主防災、福祉、教育等といった分野ごとに団体が組織され、市の所管課等が支援・育成、協力を行っているのが現状です。

また、近年、市民による自主的で公益的な活動として、ボランティアやNPOの活動が広がりをみせており、市としてこうした活動を側面から支援しようと、「（仮称）市

民活動支援センター」の開設に向けた検討も進められているところです。

地域の課題解決やふれあい活動を再構築するためには、このような地域の団体間の連携を強化するための仕組みづくりが重要です。

(2) (仮称) まちづくりセンターの役割

地域コミュニティでは、地域の多様な生活課題などに取り組むことになります。防災や防犯、環境、福祉、教育、スポーツ、公共交通やまちづくりなどのさまざまなテーマにわたる課題を解決するためには、幅広い視点で取り組む必要があり、地域の様々な団体による連携や協力が必要です。このような連携や協力体制が「地域ネットワーク」となりますが、「地域ネットワーク」の主体的、自発的な活動が安定的に継続できるよう、その支援体制を整備する必要があります。

これまでも出張所・公民館ではそれぞれにコミュニティ推進業務を担ってきましたが、この役割を一元的に担う市の支援組織を『(仮称) まちづくりセンター』とするもので、現行の出張所機能（窓口サービス機能）と公民館機能（生涯学習機能）に加え、“コミュニティ推進機能”を強化することで、地域づくりの支援や「地域ネットワーク」の構築に取り組むものです。

(3) 課題（新たな地域コミュニティ構築にともなう課題）

「新たな地域コミュニティの構築」にあたっては、次のような課題が挙げられ、こうした点を踏まえて取り組む必要があります。

- ・ 新たな地域コミュニティを構築していくためには、幅広い世代や住民層の参加を促進し、できるだけ多くの住民の参加を得る必要がある。
- ・ 地域の課題解決に取り組んでいくためには、住民自ら地域の課題を考え、その解決に向けて住民の合意形成を図っていくことが求められる。
- ・ 地域コミュニティ活動を推進していく上で、リーダー層だけでなく、多様な人材の育成と確保が必要となっている。
- ・ 市は、これらの地域コミュニティの取組みを促進していくために、“地域でできることは地域で”を基本に、地域コミュニティに側面から支援を行う必要がある。

4 目 標

1 (仮称) まちづくりセンターの設置

地域ネットワークを支援する体制づくりのため、平成 23 年度から市内全 11 地区に「(仮称) まちづくりセンター」を設置します。

2 地域ネットワークの整備

(1) 平成 23 年度に「(仮称) まちづくりセンター」の組織体制の円滑な運営を図ると同時に、「地域ネットワーク」のモデル地区を選定し、モデル地区においてネットワークの構築に重点的に取り組みます。

(2) 平成 24 年度、25 年度には、モデル地区に「地域ネットワーク」を構築して、運営を開始し、2 年度間の実績について検証します。

(3) 平成 26 年度に、全地区に「地域ネットワーク」を構築し、運営を開始します。

3 地域ネットワークの支援

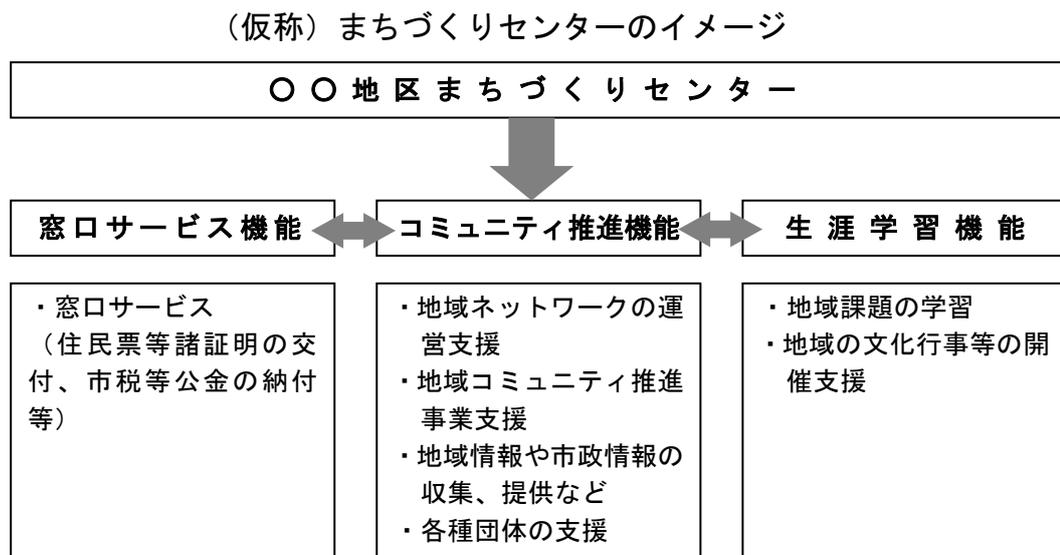
「地域ネットワーク」の円滑な運営を「(仮称) まちづくりセンター」が支援していきます。

5 計 画

1 (仮称) まちづくりセンターの設置

新たな地域コミュニティづくりを進め、「地域ネットワーク」を支援するために、窓口サービス機能と生涯学習機能に新たにコミュニティ推進機能を加え、既存施設を利用して「(仮称)まちづくりセンター」を市内全11地区に設置します。

(1) (仮称)まちづくりセンターの機能及び体制



① 機能

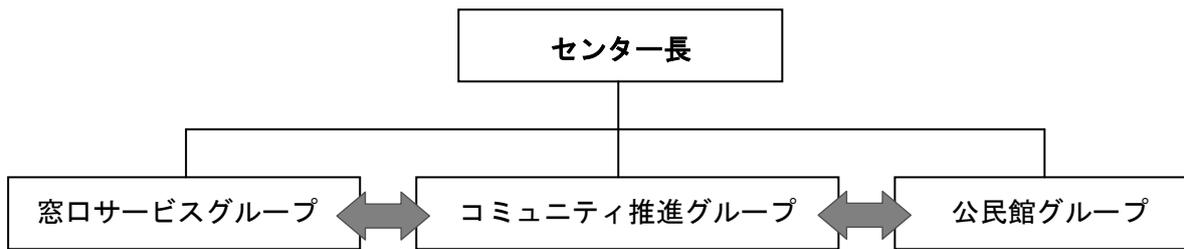
(仮称)まちづくりセンターは、地域と市のパイプ役として、従来の出張所・公民館の機能をベースに、両者の連携による「コミュニティ推進機能」を加えた地域の拠点とするもので、次の機能を担うものです。

- 「地域ネットワーク」の運営支援を行います。
- 地域情報や市政情報の収集及び提供を行います。
- 地域課題についての学習を推進します。
- 地域の文化行事等の開催支援に努めます。

② 組織体制

組織体制は、センター長のもと、窓口サービスグループ、公民館グループ、コミュニティ推進グループの3グループ制とします。

(仮称) まちづくりセンター組織図



(2) 業務内容

- 窓口サービスグループは、現出張所の窓口サービス業務とし、次に掲げる業務を行います。
 - 1 住民基本台帳法に基づく届出の受付、記録、住民票の写し、証明書の申請受付・交付
 - 2 外国人登録原票記載事項証明書の申請受付、交付
 - 3 戸籍に係る証明書の申請受付、交付
 - 4 印鑑登録に係る届書、証明書の申請受付、交付
 - 5 学齢児童・生徒の転入学の受付
 - 6 妊娠届の受付及び母子手帳の交付
 - 7 国民健康保険被保険者・国民年金被保険者の資格得喪に伴う事務処理
 - 8 交通災害共済の加入申込受付、会員証交付
 - 9 市税及び税外収入金の収納
 - 10 市税の証明書の申請受付・交付
 - 11 各種文書の伝達
 - 12 その他市長の指示した事務（地域団体等との調整事務を除く。）

- コミュニティ推進グループは、次に掲げる業務を行います。
 - 1 地域ネットワークの推進
 - 2 地域住民の要望等の処理・連絡調整
 - 3 地域情報の提供
 - 4 公共的団体等の育成・支援
 - 5 (仮称) まちづくりセンターの所管区域の防災
 - 6 その他市長が指示した事務（地域団体等との調整事務）

○ 公民館グループは、次に掲げる業務を行います。

※ 社会教育法に基づく業務

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

※ 所沢市立公民館設置及び管理条例施行規則の規定による業務

- 1 事業等の計画及び運営に関すること。
- 2 施設の維持管理に関すること。
- 3 公民館相互の連絡協調に関すること。

(3) 業務時間、休業日

(仮称)まちづくりセンターの業務時間及び休業日は、それぞれ次のとおりとします。

○ 窓口サービス業務

- ・ 業務時間 午前8時30分～午後5時
- ・ 休業日 土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、
年末年始(12/29～1/3)

○ コミュニティ推進業務

- ・ 業務時間 午前8時30分～午後5時
- ・ 休業日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12/29～1/3)

○ 公民館業務

- ・ 業務時間 午前8時30分～午後9時30分
- ・ 休業日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12/29～1/3)

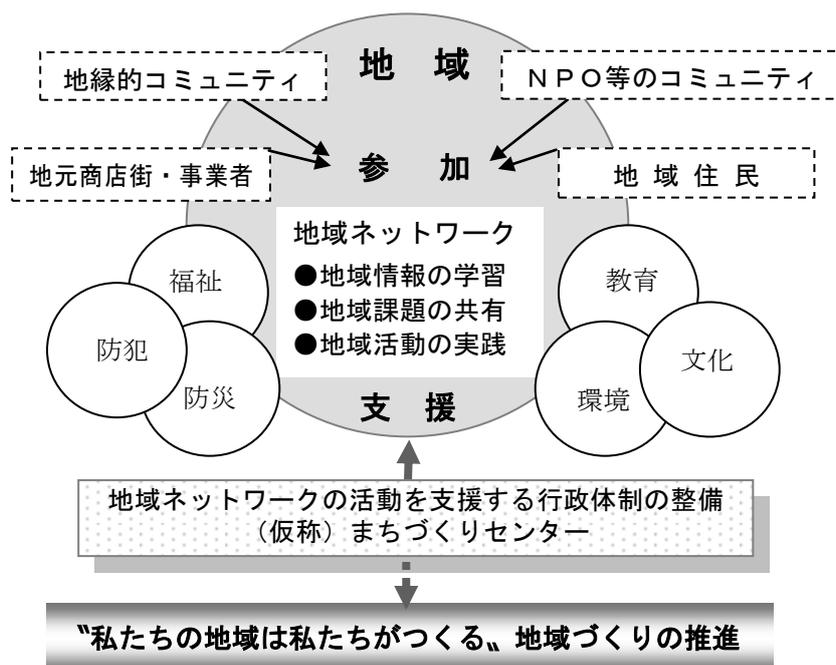
(4) (仮称)まちづくりセンターの運用

(仮称)まちづくりセンターは、平成23年4月から運用します。

2 地域ネットワークの整備

基本方針では、「地域コミュニティを再生するための新たな仕組みづくりとしては、自治会・町内会、地元商店や事業所などの地縁団体同士の協力はもとより、地域で活動する様々なボランティア団体、NPOなどと連携した『地域ネットワーク』の構築が不可欠」としています。

基本方針による「地域ネットワーク」のイメージ



現在、一部の行政区には、『地域福祉ネットワーク会議*（所管：福祉総務課・所沢市社会福祉協議会）』など、既にネットワークが組織されています。この『地域福祉ネットワーク会議』については、今後、順次各地区に整備される予定です。

こうしたことから、「地域ネットワーク」を新たに整備するのではなく、既存のネットワークを発展的に「地域ネットワーク」へ移行できるよう、今後関係組織と調整を図ります。

なお、「地域ネットワーク」は、活動内容の異なる各種団体で構成するため、活動に応じて部会を組織することも想定されます。

* 「地域福祉ネットワーク会議」は、平成20年度は山口地区に、21年度は新所沢地区に設置された。

(1) 地域ネットワークの役割

「地域ネットワーク」は、会議等を通じて情報交換を行い、地域が抱える問題や課題を発見し、その課題等の解決に取り組むとともに、地域の交流活動を促進します。

(2) 地域ネットワークの構成

「地域ネットワーク」は、自治会町内会をはじめ地域で活動する様々な団体、NPO やボランティア団体、地元商店・事業所等で構成します。

(3) 地域ネットワークの活動

① 地域情報の学習

地域内の歴史、自然、環境、商業、工業、農業、教育、医療、福祉、まちづくり、交通、防犯、防災等様々な地域情報について、学習を進めます。

② 地域課題の共有

学習活動などを通じて得た地域の情報をベースに課題を整理し、地域課題として共有化を進めます。

③ 地域活動の実践

地域の課題解決（問題対応）や環境・施設の維持改善、地域の親睦を深める新たな地域コミュニティ活動に取り組みます。

3 地域コミュニティに対する市の支援

地域コミュニティの範囲は、基本方針に基づき、行政の支援体制となる（仮称）まちづくりセンターを設置する 11 行政区とします。

(1) 地域ネットワーク活動の支援

「地域ネットワーク」が円滑に運営できるよう（仮称）まちづくりセンターが支援を行ないます。

(2) 場の確保

コミュニティ活動を行うためには、「場」の確保は欠かせません。

地域ネットワークの活動拠点はもとより、地域住民の交流の場、地域情報を共有する場、地域の課題を学ぶ場など多様な「場」づくりを進めます。

(3) 人材の発掘・養成

新たな地域コミュニティづくりに取り組む上で、住民自身の自治力の育成・向上と住民を地域活動への参加にリードしていくコーディネーターやファシリテーターなどリーダーの役割を担う人材が求められます。このような人材を発掘するとともに、新たなコミュニティの構築のためにも人材の養成に向けて支援をします。

コーディネーター：いろいろな要素を調整したり、一つにまとめ上げる役割の人のこと。

ファシリテーター：「促進させる役割の人」というような意味の言葉で、ここではコミュニティ活動を活性化させる人のこと。

6 新たな地域コミュニティの実現に向けて

地域の多様な力を結集し、新たな地域コミュニティを創造することが本プランの目標ですが、その取組みには次のようなプロセスが考えられます。

1 第一段階：（仮称）まちづくりセンターの開設

地域コミュニティを側面から支援するための拠点施設として、（仮称）まちづくりセンターを平成23年度から全地区に開設します。

なお、並木地区には出張所がないことから、現公民館が地域コミュニティの支援を担えるよう強化を図ります。

2 第二段階：地域ネットワークの構築

（仮称）まちづくりセンターを全地区に開設後、地域における様々な課題に取り組み、新しい地域での支えあいを進めることを目的とする「地域ネットワーク」を、平成24年度中にモデル地区に構築します。また、モデル地区以外の地区についても「地域ネットワーク」の組織化に向け準備に取り組みます。

3 第三段階：地域ネットワークへの財政的支援

現在、市から自治会・町内会や様々な団体に補助金や交付金が交付されています。今後は、地域の自主性・独自性が培われ、特色ある地域コミュニティの推進を助長させるという点から、地域づくりに必要な財政支援を一括して「地域ネットワーク」に交付できるよう、仕組みづくりを進めます。

所沢市市民経済部コミュニティ推進課

〒359-8501 所沢市並木 1-1-1

☎ 04-2998-9083 Fax 04-2998-9061

E-mail a9083@city.tokorozawa.saitama.jp